

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和8年度下関港海岸(山陽地区)水門施工検討業務
業 務 概 要	本業務は、下関港海岸の高潮対策整備事業において、山陽地区の水門整備に先立ち、施工検討を行うものである。
契約担当官等の 氏名並びに所属する 部局の名称及び所 在 地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局下関港湾事務所長 寺園 正彦 九州地方整備局 下関市東大和町2-29-1
契 約 年 月 日	令和8年4月14日
契 約 業 者 名	一般財団法人 港湾空港総合技術センター
契約業者の住所	東京都千代田区霞が関三丁目3番1号
契 約 金 額	20,328,000 円(税込み)
予 定 価 格	20,394,000 円(税込み)
随意契約によるこ ととした理由	本業務を的確かつ円滑に実施するためには、当地区における地形、環境、地域特性などの与条件に適した施工方法の知見を有するとともに、コスト縮減に向けた具体的な施工方法及び工程計画の検討を行う高い技術力を有している必要がある。 以上のことから、受注業者に対しては、1. 予定管理技術者の経験及び能力(資格、専門技術力)、2. 業務実施方針(業務理解度、実施手順等)、3. 特定テーマ(事業コストの縮減を考慮した施工手順及び施工方法について)の観点から技術提案書の提出を求めたものである。 建設コンサルタント等の特定手続きに基づく審査の結果、一般財団法人港湾空港総合技術センターが最適であると判断されることから、上記業者と会計法第29条の3第4項に基づき随意契約を行い円滑な遂行を図るものとする。
業 務 場 所	—
業 種 区 分	建設コンサルタント等
履 行 期 間 (自)	令和8年4月14日
履 行 期 間 (至)	令和9年1月29日
備 考	